

筑後市介護予防・日常生活支援総合事業 Q&A

平成 28 年 11 月 1 日版

※回答については、国からの通知等により内容を修正・変更する場合があります。

第 1. 対象者と利用手続

問 1 総合事業の第 1 号事業対象者とは誰を指すか。また、対象者の確認はどのように行えばよいか。

(答)

第 1 号事業対象者とは、総合事業の中の介護予防・生活支援サービス事業（第 1 号事業）を利用できる方のことです。以下に該当する方が利用できます。

- ①平成 29 年 4 月以降に、新規・更新・区分変更により要支援認定を受けた方
- ②平成 29 年 4 月以降に、基本チェックリスト実施により、事業対象者と判定された方

（市実施要綱第 5 条）

また、事業対象者の確認は、介護保険被保険者証で行います。「要介護状態区分等」の欄に「要支援 1」又は「要支援 2」もしくは「事業対象者」と記載されていることをご確認ください。

第 2. 事業所の指定等

問 1 みなし指定の時点（平成 27 年 4 月 1 日）では他市町村の利用者がいなかった場合、他市町村の指定は受けていないという認識で良いか。また、その場合、今後他市町村の利用者を受け入れることになった場合に、当該市町村に新規指定申請を行わなければならないのか。

(答)

利用者の有無にかかわらず、みなし指定は全市町村に効力が及んでいます。

ただし、当該市町村が国の定める基準等と異なる取扱いをする場合、届出等が必要になる場合がありますので、当該市町村のホームページ等や直接問合せをするなどしてご確認ください。

問2 筑後市外に所在する事業所で、筑後市の被保険者に対して総合事業のサービスを提供する場合、どのような手続をすればよいか。

(答)

みなし指定を受けている事業者については、特に手續は必要ありません。

ただし、みなし指定を受けていない事業者については、筑後市への指定申請が必要になります。

問3 みなし指定の有効期間が平成30年3月31日までということだが、それ以降はどのような手續が必要か。

(答)

みなし指定を受けた事業所について、平成30年4月以降も事業を継続する場合には、総合事業の指定の更新を受ける必要があります。

筑後市外の市町村の被保険者が利用している事業所については、当該他の市町村の指定更新も必要となります。

問4 筑後市に住民登録をしている利用者について、他市町村に所在する事業所のサービスをケアプランに位置付ける場合に留意することは何か。

(答)

他市町村に所在する事業所であっても筑後市の総合事業のサービスを提供することになるため、筑後市の総合事業の指定（みなし指定を含む）を受けている事業所であるか確認が必要です。

問5 同一事業所内に保険者が異なる他市町村の利用者がいる場合、人員・設備・運営の基準はどのように考えるのか。また、指導監査はどこが所管するのか。

(答)

それぞれの保険者が規定する事業の基準を満たしていただく必要があります。基準その他の内容、申請・届出の必要の有無など当該市町村のホームページや当該利用者を担当する地域包括支援センター等を通じて、情報収集をしてください。

また、指導監督については、それぞれ指定を行った市町村が行います。

第3．単価・算定基準

第3の1 訪問介護相当サービス・通所介護相当サービス共通

問1 筑後市に住民登録をしている利用者が他市町村に所在する事業所のサービスを使う場合は、筑後市の単価（単位数・地域区分の単価）が適用されるのか。

(答)

サービスコードA1（みなし訪問）及びA5（みなし通所）については、事業所所在地における地域区分が適用になります。

これに対してサービスコードA2及びA6については、利用者の住民登録地である筑後市の地域区分単価（1単位あたり10円）が適用されます。

問2 総合事業のサービスコードに「1回あたり単価」が記載されているが、どういう場合に適用するのか。

(答)

筑後市では、平成29年度については「1回あたりの単価」を適用しません。これまで同様、包括報酬の算定基準により算定を行ってください。

ただし、今後、回数制の適用に向けて検討を行っていく予定ですので、変更する場合は改めてお知らせいたします。

問3 総合事業に移行した利用者で、訪問（又は通所）介護と訪問看護などの予防給付を併せて利用する場合、訪問介護は予防給付という整理か。

(答)

違います。

認定有効期間の開始年月日が平成29年4月以降の要支援者等の訪問（又は通所）介護は、予防給付の利用の有無にかかわらず、総合事業のサービスとして提供します。

なお、総合事業と予防給付を併せて利用する場合に異なるのは、ケアマネジメントの類型（介護予防サービス計画か、介護予防ケアマネジメントか）のことです。

第3の2 訪問介護相当サービス

問1 20分未満の訪問型短時間サービスについては、総合事業のサービスに位置付けないのか。

(答)

貴見のとおりです。

問2 従前より介護予防訪問介護を算定していた利用者が、更新認定等により筑後市訪問介護相当サービスの対象者となった。サービス提供が継続される場合、新たに初回加算を算定することは可能か。

(答)

予防給付から総合事業に移行した場合は、同一事業所からサービス提供が継続されるものとみなし、初回加算を算定できません。

なお、従来の予防給付と同様、要介護者が要支援認定を受けた場合や、利用者が過去2か月以上、当該事業所からサービス提供を受けていない場合には算定可能です。

第3の3 通所介護相当サービス

問1 要支援2で、通所型サービスを週1回程度利用する場合と週2回程度利用する場合で、単価は異なるのか。

(答)

異なりません。要支援2の区分が適用されます。

問2 要支援1で週2回程度の利用が必要な利用者への対応はどうするのか。

(答)

ケアマネジメントを踏まえ、事業者と利用者の契約により適切な利用回数、利用時間でサービスを提供してください。

なお、報酬の上限は、国が定める額（予防給付の単価）を超えてはならないとされているため、要支援1の区分が適用されます。

第4．定款、運営規程、契約書等

問1 事業の目的として定款へ位置付ける際に事業名はどのように記載するのが適切か。

(答)

例えば、介護保険法で使用されている「介護保険法に基づく第1号事業」などと記載することが考えられますが、定款変更について、所轄官庁の許認可が必要な場合は、所轄官庁へご相談ください。

問2 定款や運営規程を変更した場合、変更届は必要か。

(答)

総合事業実施に伴って運営規程や定款を変更した場合は、原則として変更日から10日以内に提出してください。

なお、重要事項説明書及び契約書の提出は不要ですが、必要な変更については、漏れがないよう確実に事業者自らが行ってください。

また、変更後、事業所内の掲示物についても最新のものに改めるようにしてください。

問3 総合事業になり、運営規程や契約書を変更する必要があるのか。必要な場合、どのような文言を使用するのが適切か。

(答)

運営規程や契約書については、提供するサービスが変わるため、変更の必要があると考えます。事業名称については、具体的な事業の内容が分かる名称を使用することが適切と考えます。

【例】

「第1号訪問事業（筑後市訪問介護相当サービス）」

「第1号通所事業（筑後市通所介護相当サービス）」等

問4 総合事業の運営規程や契約書等は介護とは別に作成するのか。

(答)

別々に作成しても、一体的に作成しても差し支えありません。

【例】例えば、契約書に以下の文面を追加すること等が考えられる。

（介護予防・日常生活支援総合事業を利用する場合）

第〇〇条 利用者が介護保険法等関連法令に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（以下、「総合事業」という。）を利用する場合においては、本契約に「介護予防サービス」とあるのは「総合事業サービス」、「介護予防支援」とあるのは必要に応じて「介護予防マネジメント」と読み替えるものとする。

問5 現在、「訪問介護及び介護予防訪問介護サービス利用契約書」としているが、その中に「総合事業」も含めた様式としてよいか。

(答)

契約書の内容については、提供されるサービスの内容、その他契約の内容について誤解が生じない記載であれば、介護給付によるサービスと総合事業のサービスの内容を併せた契約書様式として差し支えありません。

問6 介護予防訪問（通所）介護を利用している利用者が、筑後市訪問（通所）介護相当サービスを利用することになった場合、契約書を改めて取り交わす必要があるか。

(答)

改めて取り交わすことが適当と考えます。

ただし、提供されるサービスの内容、その他契約の内容について、誤解が生じないようであれば、覚書等を取り交わすといった対応でも差し支えありません。

問7 重要事項説明等の取扱いについては、従来と同じと考えてよいか。

(答)

従来の運営基準と同じく、サービスの提供の開始に際しては、利用申込者又はその家族に対し、利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を文書により得る必要があります。

（市基準要綱第9条、56条により準用する第9条）

問8 運営規程や契約書等について、ひな形や見本となるような文例を提示してもらえないか。

(答)

運営規程の例についてはお示しする予定ですが、契約書については事業者と利用者の取り決めですので、お示しする予定はありません。

第5．サービス計画書

問1 制度自体が変わるので、サービス計画書の策定は平成29年4月1日に行うべきか。

(答)

予防給付を継続する利用者については、平成29年4月1日に改めてサービス計画書を作成する必要はありません。

総合事業としてサービスを提供する利用者から順次、サービス計画書を作成してください。

問2 サービス計画書の作成方法や書式などは、現行の介護予防サービスのものを流用し、現行と同じ方法で処理してよいか。

(答)

総合事業移行後にサービスを提供する場合は、サービス計画書の表題は、「介護予防サービス計画書」ではなく、「第1号事業（筑後市訪問介護相当サービス）計画書」等に修正し、現行のものを流用して処理してください。

なお、計画書に要支援等の区分が記載されている場合には、新たに「事業対象者」の区分を設けてください。

第6．その他

問1 住所地特例者に対する総合事業のサービス提供はどのようになるのか。

(答)

住所地特例対象者に対する総合事業については、居住する施設が所在する市町村（以下、「施設所在市町村」という。）が行います。したがって、他市町村の被保険者であっても、筑後市に施設がある住所地特例対象者については、筑後市の総合事業のサービスを提供します。

また、平成27年4月から、総合事業の基本チェックリスト及び介護予防ケアマネジメントとともに、予防給付による介護予防支援について、施設所在市町村の地域包括支援センターが行うことになりました。

介護予防支援又は介護予防ケアマネジメントの実施にあたっては、被保険者証の住所欄を必ずご確認ください（他市町村の被保険者証であっても、住所欄が筑後市内であれ

ば実施の対象となります。逆に、筑後市の被保険者証であっても住所欄が他市町村であれば対象外となります)。

なお、要介護・要支援認定については、これまでどおり保険者市町村が行います。

問2 総合事業のみ利用する場合で給付管理票が必要となるのは、指定事業者のサービスを利用する場合だけか。支給限度額管理の対象ではないサービスのみ利用している場合、給付管理票は必要ないということですか。

(答)

お見込のとおりです。

問3 総合事業に係る記録の保存期間は、省令に定めのある予防給付と同じく2年ですか。

(答)

違います。総合事業の第1号事業支給費に係る記録は支払の日から5年、その他の記録については、完結の日から2年間保存してください。

(市基準要綱第39条、第55条)

問4 総合事業のサービス利用に係る利用者負担は、高額介護予防サービス費、高額医療合算介護予防サービス費の対象となるのか。

(答)

指定事業者によるサービスの利用者負担については、高額介護予防サービスに相当する事業及び高額医療合算介護予防サービスに相当する事業を実施します。

(市実施要綱第9条)

問5 介護サービスの提供に係る事故に対応するため、損害保険に加入しているが、総合事業によるサービスに係るものも保険は適用になるのか。

(答)

個別の契約内容によりますので、契約している保険会社に確認してください。

問6 生活保護受給者が総合事業を利用する場合は自己負担か公費負担か。

(答)

介護扶助費（公費負担）として、指定事業所によるサービス提供については、利用者の自己負担分について給付されます。

問7 原子爆弾被爆者等に対する公費助成はどうなるのか。

(答)

現行と同じく公費助成があります。

問8 利用料の医療費控除はどうなるのか。

(答)

現行相当サービス（訪問、通所とも）の利用に係る利用者負担額（事業対象分）については、従来の予防給付同様、ケアプランに基づき医療系在宅サービス又は医療保険の訪問看護と併せて利用している場合、医療費控除の対象となります。その場合、領収額のうち「医療費控除の対象となる金額（事業対象分）」を記載した領収証を発行してください。